

**平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度**  
**～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース**  
**「やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム」**  
**募 集 要 項**

「山形県」の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「やまがたグローバル人材育成推進協議会」では、平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

＜官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について＞

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構が、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集し、奨学金等を支給する制度です。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びを焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>

＜「地域人材コース」について＞

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローバル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）

が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

日本学生支援機構は、採択された地域事業への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前事後研修等に参加することになります。

本募集要項は、山形県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成するやまがたグローバル人材育成推進協議会（以下「本協議会」という。）が実施するやまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

## 記

### 1. 趣旨

山形県の持つ美しい自然や景観、はっきりした四季の変化の中で育まれてきた食と農、確かな技術に裏打ちされたものづくり、自然と調和した人々の暮らしは世界に誇れる資源です。

山形県では、平成 22 年度から「アジアと共に成長・発展する山形」を基本目標として海外事業の展開、県産品輸出振興や国際観光の振興を展開しています。このような状況では、県民の国際理解の促進や教育環境の整備など、外国人が住みやすいまちづくりが必要となっています。また、県内企業の海外展開については平成 26 年 10 月現在の 75 社・130 事業所から増大させ海外との取引を拡大させることが課題となっています。さらに、農産物、食品の輸出についても「山形ブランド」の定着を目指しており、観光では、インバウンドを増大させて、県内経済を活性化させる必要があります。

こうした、「質の高い」「多様で豊かな」県産品（農産物、加工食品、伝統工芸品、工業製品など）の海外における取引拡大、企業の海外展開に対する支援、県民の国際化、様々な国際交流の推進が求められている中で、山形県は平成 27 年 3 月に「山形県国際戦略」を策定し、国際交流から経済交流への発展、海外取引を担うグローバル人材の育成、県産品の販路拡大、国際交流、経済交流、観光交流の一体的な推進と、本県の持つ優れた農産物やそこから生み出される加工品、ものづくり力などを一体的に発信し、「山形ブランド」の認知度向上、定着を図っていく施策を展開しています。

一方、次のような課題があります。○県内の大学や工業高等専門学校を卒業した高い能力を有する人材の県内定着割合の増加、○海外市場での競争が激化する中、県産農産物の産地間連携の強化による、小ロットから大口ロットまで様々な取引に対応できるきめ細やかな生産・流通体制構築、○輸出拡大を図るための輸出企業の掘り起しによる裾野の拡大や、県産品の定番化に向けた輸出ルートづくりの強化、○「山形県国際戦略」で掲げる施策を推進するため「高度グローバル人材」の育成と地域への定着。

これらの課題を解決して上記の「山形県国際戦略」の目標を達成していくため、地域の事情に通暁

し、国内だけではなく海外での競争力も高めることのできる「高度グローバル人材」の育成が必要です。

## 2. 事業の概要

魅力ある山形県を活力のある県にするためには、「農業」の活性化、「ものづくり産業」の活性化、「地域・まちづくり」の活性化が不可欠です。

本事業では山形県全体のグローバル化を推進するため、以下のような人材を育成します。

1. 山形県の農業・農産物の海外展開に寄与できる人材
2. 山形県のものづくり産業のグローバル化に寄与できる人材
3. 山形県の経済、行政、学校教育などの面での国際化に対して俯瞰的に貢献できる人材

これらの人材を育成するため、山形県内の高等教育機関に在籍する学生が、「食・農業海外展開コース」、「ものづくり海外展開コース」、「地域国際化コース」の中から1つのコースを選択し、地域での事前インターンシップ、海外でのインターンシップ、及び帰国後の地域でのインターンシップの3つのインターンシップを中心にしたプログラムを実施します。

本事業は、山形県、県内ものづくり企業、金融機関、山形大学、鶴岡工業高等専門学校、東北文教大学などの県内高等教育機関が連携して実施するもので、県内企業、農業団体、地方公共団体など地域のニーズに応える人材を育成するための重要な施策です。特に、アジア地域を中心にしたグローバル化を通して県内及び東北地方での産業・農業などを発展させるローカルな問題意識を持った「高度グローバル人材」を育成します。

## 3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
  - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
  - ・社会のために貢献したいという高い志
  - ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
  - ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
  - ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
  - ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本制度で実施する事前・事後研修や派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流、留学活動の内容や成果を広く社会に発信する活動等）など、意欲的に地域の発展に貢献する人材

本事業では、上記の人材像に加え、特に下記のような人材を支援します。

- (4) 卒業後、地域の企業等に就職する等、地域に定着し、意欲的に地域の発展に貢献する人材
- (5) 地域企業の活性化とグローバル化に寄与できるように、積極的に学ぶ意欲が高く、留学を通じて広い視野を獲得できる可能性のある人材
- (6) 留学先でコミュニケーションをとることができる程度の外国語運用能力を持つもの

#### 4. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、山形県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（3年次以上）（以下「大学等」という。）に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

#### 5. 支援の対象

##### (1) プログラムにおけるコースの内容

山形県の抱える問題を解決し、産業や教育、文化面でグローバル化を推進できる高度グローバル人材の育成のために、3つのコースを設置しました。応募者はこの中から一つのコースを選択します。

##### 1. 食・農業海外展開コース

山形県の農業や食品加工業、その他関連産業の活性化のための課題解決型の地域・海外のインターンシッププログラムで、主に、農学系、生物系を専攻する学生を対象とします。

##### 2. ものづくり海外展開コース

山形県に特徴的な電気通信、機械、半導体、自動車、繊維産業との製造装置、今後発展が期待される有機デバイス系、バイオ系、ロボット系の産業において地域の課題と海外での最先端の技術を学ぶことを目指すプログラムで、主に工学系を専攻する学生を対象とします。また、これらのものづくり産業が抱える地域の課題とそれをどのように営業活動、海外に展開するための必要な知識を身につけるためのプログラムも展開する予定であり、工学系だけではなく、人文社会系の学生も参加できます。

##### 3. 地域国際化コース

山形県の地域の国際化に対して貢献したいと考える学生、特に、異文化交流、多文化共生や国際業務を担える人材の育成を目指しており、主として人文社会系や教育系の専攻の学生を対象とします。

##### (2) 事前オリエンテーション及び事後報告会

本プログラムに参加する「派遣留学生」は、事前英語教育、事前オリエンテーション、壮行会、事後報告会に参加する必要があります。「派遣留学生」に対し、山形大学小白川キャンパスに配置されている地域コーディネーター、もしくはそれぞれの高等教育機関及び山形大学の3つのキャンパスに配置されているサブコーディネーターが相談や事前教育などの面で支援します。加えて日本代表プログラムの事前研修及び事後研修も、全国コース学生とともに参加する必要があります。

##### ① 事前英語教育

グローバル（海外）インターンシップを有意義なものにするために、e-learningによる英語学習を行い、英語力を高めます。

② 事前オリエンテーション（平成30年6月30日（土））

地域の現状や課題を把握するプログラムを実践します。協働学修によってプログラムに取り組む意欲を高めます。また、海外生活についての注意事項や地域事前及び事後インターンシップを県内企業で実施しますので、社会人としてのマナーの講座を行う予定です。

③ 日本代表プログラム 事前研修（平成30年7月、8月に開催する事前研修（1泊2日）に参加開催場所は関東及び関西を予定。）

④ 地域壮行会（平成30年7月14日（土））

壮行会においては地域コーディネーター、サブコーディネーター、インターンシップ先の企業・団体の関係者だけでなく地域企業、県などの自治体の方々と新たな人脈を構築します。さらに、他の参加学生と交流を深めます。

⑤ 事後報告会（平成31年3月中旬予定）

事後報告会では、海外でのインターンシップを通して学んだことや活動の成果について、報告書を作成し、それに基づいた報告・意見交換会を企業関係者、協議会関係者の中で行います。また、今後の活動についての決意表明も行います。全体のまとめとしての行動計画（最終報告書）も作成します。今後、本プログラムでの留学を検討している学生たちに対しての動機づけや広報を目的にして、事後報告会を公開とします。

⑥ 日本代表プログラム 事後研修（帰国後1年以内に、年4回（3月、6月、9月、12月予定）開催する事後研修（1泊2日）のいずれか1回に参加。開催場所は関東及び関西を予定。）

※詳細は「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」を参照

### (3) 留学プログラム、事前・事後インターンシップ

3つのコースとも、それぞれ以下のインターンシップを行います。

- 1) 県内での事前インターンシップ（2週間程度）
- 2) 海外でのインターンシップ（28日以上2か月以内（1か月半程度推奨））
- 3) 県内での事後インターンシップ（2週間程度）

地域での2度のインターンシップを通して、地域企業や地域を取り巻く情勢について身をもって理解し、海外インターンシップで海外での学生自身のあり方や、地域のあり方などを理解することを目指します。

具体的なインターンシップ先、学習内容、活動内容などは、学生自らが設計を行いますが、この際、当該企業担当者、地域コーディネーターやサブコーディネーターとの綿密な打ち合わせを通してインターンシップの内容や派遣国を決定し、計画を固めます。なお、地域インターンシップでの派遣先企業をできるだけ次ページに示す表1の中から選ぶようにしてください。希望するインターンシップ先がない場合には、自ら提案することも可能ですので、コーディネーター及びインターンシップ先の担当者と十分相談して、決めてください。

表1 インターンシップ先企業の選択の例

(1) 海外事業所のある県内企業での海外インターンシップ

対応 コース	留学前 インターンシップ先	所在地	海外 インターンシップ先	留学後 インターンシップ 先 (期間指定)
ものづくり	フジクラ電装	米沢	ベトナム	留学前と同じ (9.24～10.6のみ)
ものづくり	ASE ジャパン	高島	台湾	留学前と同じ (9.24～10.6のみ)
ものづくり	ナカノアパレル	南陽	中国	留学前と同じ
ものづくり 地域国際化	山本製作所	東根	中国	留学前と同じ
ものづくり 地域国際化	ウエノ	鶴岡	タイ	留学前と同じ

(2) 海外事業所のある県内企業以外での海外インターンシップ

対応 コース	留学前 インターンシップ先	所在地	海外 インターンシップ先	留学後 インターンシップ 先 (期間指定)
ものづくり	山形メタル	新庄	①協定校 (研究室) ②協定校以外 (研究室) ③連携高校・中学校 ④留学生 OBOG 所属大 学研究室 ⑤山形大学海外拠点	留学前と同じ
ものづくり	東北エプソン	酒田		留学前と同じ (9.24～10.6のみ)
ものづくり	アイジー工業	東根		留学前と同じ (9.24～10.6のみ)
ものづくり	スズキハイテック	山形		留学前と同じ
ものづくり	シェルター	山形		留学前と同じ
ものづくり	タカハタ電子	米沢		留学前と同じ
ものづくり 地域国際化	チノー山形事業所	天童		留学前と同じ
ものづくり	ハイメカ	米沢		留学前と同じ
食・農 ものづくり	日東ベスト	寒河江		留学前と同じ
食・農 ものづくり 地域国際化	角田商事	寒河江		留学前と同じ

ものづくり 地域国際化	オリエンタルモーター	鶴岡		留学前と同じ
地域国際化	山形新聞社	山形		留学前と同じ

#### (4) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 平成30年8月11日から平成31年3月31日までの間に外国において留学が開始される計画。  
なお、日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加しないと留学を開始できませんので、注意してください。
- ② 外国における留学期間が28日以上2か月以内（1か月半程度推奨）  
 留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。  
 ※留学期間終了後、1か月以内に帰国する必要があります。
- ③ 留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）が存在している計画  
 ※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。
- ④ 在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
- ⑤ 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画  
 ※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。
- ⑥ 留学先が、外務省の海外安全ウェブサイトにおける「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

#### 6. 派遣留学生の選考における審査の観点

“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”、“山形県の課題解決・貢献する人物”を育成するという観点を審査の基本方針として行います。

##### (1) 人物評価

- ① 目的の方向性  
 社会への影響（留学の成果を地域の発展に還元できる）、独自性
- ② 目的達成に導く力  
 基礎思考力、意欲と熱意、成長力、コミュニケーション能力
- ③ 制度との適合性

##### (2) 計画評価（書面審査）

- ① 計画の目的、達成目標  
 明確な目的・達成目標の設定、達成目標の適切性、申請コースの適切性
- ② 計画の実施内容（計画の妥当性）  
 学習・実践活動の目的との整合性、修学成果
- ③ 実践的な取組  
 座学や知識の蓄積型ではない実践活動

- ④ 計画の発展性  
学修・実践活動により得た成果を将来的に地域で活用でき、発展できるような取組
- ⑤ 留学計画の実現可能性  
学修実践活動の実現可能性
- ⑥ 制度との整合性

## 7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

### (1) 奨学金等の内訳

※詳細は別紙1-1、別紙1-2及び別紙2参照

### (2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて行います。留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続き等の詳細は追って別文書にて案内します。

## 8. 支援予定人数

計 17 名（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は支援予定人数の1割程度を上限として支援します。

## 9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(12)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 原則として、日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生  
※詳細は別紙1-1及び別紙1-2参照
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

(注) 採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会に連絡してください。その場合、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めます。

- (7) 平成30年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- (8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生
  - ※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。
  - ※日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。
  - ※日本学生支援機構が実施する第一種・第二種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能ですが、休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続きを行ってください。
- (9) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生
  - ※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航開始前に辞退した学生は対象となります。また、高校生コースで派遣留学生に採択された学生は、支援の対象となります。
- (10) 本制度の平成30年度後期（第9期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース）及び平成30年度（第4期）高校生コースに応募していない学生（既に上記4コースのいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記4コースの応募を取り下げることが可能）。また、地域人材コースの他の地域事業に応募していない学生。
- (11) 山形県内の高等教育機関に在籍する学生
- (12) 在籍する大学等を卒業後に山形県内の企業等に就職する等、地域に定着し、地域の発展に貢献することを希望する学生（卒業後に進学する場合は、進学先の大学院を修了した後）。
  - なお、学年や学部、専攻等については問いません。ただし、学士課程3年生、修士課程1年生、高等専門学校4年生、短期大学1年生を推奨します。

## 10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
  - ※在籍大学等は、文部科学省から送付された「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続きを行う体制を有すること。

## 11. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示した山形大学内のウェブサイトの「やまがたグローバル人材育成推進協議会」ホームページから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

(1) 山形大学内のウェブサイトのやまがたグローバル人材育成推進協議会

「やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム」

URL : <https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/international/tobitate>

(2) 応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）

①平成30年度後期（第9期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1） … 1部

②自由記述申請書及び留学先機関の受入許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

… 1部

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

※申請書類は全てA4サイズに統一して作成してください。

(3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は在籍大学等にて設定されますので、在籍大学等の留学生担当部署等に直接確認してください。

※申請書類は全てA4サイズに統一して作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）は日本語で作成してください。

※1ファイル当たりデータ量を3MB以内におさえて作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

## 12. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限：在籍大学等で設定された期限

本協議会への提出期限：平成30年5月1日（火）17時必着

書面審査（一次審査）：平成30年5月9日（水）

書面審査結果の通知：平成30年5月11日（金）

在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査（二次審査）：平成30年5月16日（水）・17日（木）

場所：山形大学小白川キャンパス

審査方法：個人面接

グループディスカッション

プレゼンテーション

- 採否結果の通知 : 平成 30 年 6 月中旬
- 事前オリエンテーション : 平成 30 年 6 月 30 日 (土)
- 地域壮行会 : 平成 30 年 7 月 14 日 (土)
- 事前インターンシップ : 平成 30 年 8 月 1 日以降 インターンシップ先との調整のうえ決定  
(2 週間程度)
- 日本代表プログラムの事前研修 (1 泊 2 日)  
以下の①から⑥のうち、1 回参加
- 関東会場 (予定)
- ①平成 30 年 7 月 30 日 (月)、31 日 (火)
  - ②平成 30 年 8 月 1 日 (水)、8 月 2 日 (木)
  - ③平成 30 年 8 月 4 日 (土)、8 月 5 日 (日)
  - ④平成 30 年 8 月 6 日 (月)、8 月 7 日 (火)
- 関西会場 (予定)
- ⑤平成 30 年 8 月 9 日 (木)、8 月 10 日 (金)
- 平成 31 年 1 月～3 月に留学を開始する派遣留学生
- 関東会場 (予定)
- ⑥平成 30 年 12 月 (予定)
- 海外留学の開始 : 平成 30 年 8 月 11 日 (土) ～平成 30 年 10 月 31 日 (水)  
ただし、応募学生の事情により平成 31 年 3 月 31 日 (日) まで開始を認める場合もあるので、在籍大学等への提出期限前にサブコーディネーターへ相談のこと。
- 事後インターンシップ : 平成 30 年 9 月下旬～あるいは平成 31 年 2 月～(2 週間程度)  
インターンシップ先との調整のうえ決定
- 事後報告会 : 平成 31 年 3 月中旬 (予定)

### 13. 留学状況報告書の提出と事後研修

派遣留学生は、日本代表プログラムの事後研修受講後 1 か月以内に「留学状況報告書」を提出していただきます。提出様式、提出方法についての詳細は追って別文書にて案内します。また、原則として帰国後 1 年以内に、年 4 回 (3 月、6 月、9 月、12 月予定) 開催する日本代表プログラムの事後研

修（1泊2日）のいずれか1回に参加していただきます。

#### 14. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更による支援額の増額は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

#### 15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5.(4)留学計画の申請要件」「9.派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果、不採択と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 申請内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

#### 16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、日本学生支援機構ウェブサイト等を活用できます。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

ウェブサイト <http://ryugaku.jasso.go.jp/>

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」



に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。  
(たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

[海外安全情報等照会先]

○外務省領事局 領事サービスセンター (海外安全担当)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL : (代表) 03-3580-3311

ウェブサイト [http://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)

なお、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等（留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

#### 17. 障がいのある学生について

障がいのある学生で、本制度に申請するに当たり支援を希望する際には事前に在籍大学等を通じて、本協議会に御相談ください。

#### 18. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び日本学生支援機構等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

#### 19. 在籍大学等からの照会先 (学校担当者専用)

※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続き及び質問等を行ってください。

○ やまがたグローバル人材育成推進協議会

事務局：990-8560 山形大学教育・学生支援部国際交流課内

住所：山形県山形市小白川町1-4-12

電話：023-628-4118

FAX：023-628-4491

メール：rgkokusai@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

受付時間：平日 8時30分～17時

平成30年度奨学金等の内訳

<機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生用>

(別紙1-1)

支援内容	支給内容	支給時期	
奨学金	北米、シンガポール、欧州(一部地域を除く)、中近東  ※ 除外国 アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア(旧グルジア)、クロアチア、コンゴ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	160,000 円	原則、当該月に支給
	アジア(シンガポールを除く)・大洋州・中南米・アフリカ及び上記除外国	120,000 円	
	※ 留学開始月または留学終了月であるか否かを問わず、留学期間中は、奨学金の月額を支給する。 ただし、1月の留学日数が15日未満になる場合は、当該月の奨学金を支給しない。 また、総留学期間が28日未満の場合は、支援の対象外である。		
留学準備金	○事前・事後研修参加費 事前・事後研修参加のための国内旅費等の一部  ※事前・事後研修は2地区(関東・関西)で開催予定。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛てに別途通知する。 ※在籍する大学等のキャンパスが所在する都道府県に応じて、別紙2のとおり参加費を支給する。		各研修参加後に支給
	○往復渡航費 本制度による留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部 アジア地域 100,000 円 (アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス)  上記以外の地域 200,000 円 ※他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。		原則、渡航前に支給
授業料	○留学先における授業料相当額(学費・登録料) ・1年以内の留学 上限300,000円  ※学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。  ※海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。 ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。  ※授業料相当額(学費・登録料)が明確に区分できない場合は支給されません。  ※宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学幹旋業者手数料は授業料相当額に含まれません。		原則、留学開始前に支給

(注)派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で支給する。

- ・奨学金: 「原則、平成30年度中支給予定分を一括で、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・留学準備金(事前・事後研修参加費):  
「事前・事後研修への参加確認後に、地域協議会から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・留学準備金(往復渡航費):  
「渡航前に、地域協議会から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・授業料: 「原則、奨学金の支給に合わせて、授業料発生前に地域協議会から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

平成30年度奨学金の内訳  
 <機構第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生用>

(別紙1-2)

※支援予定人数全体の内1割程度を支援予定

支援内容	支給内容	支給時期
奨学金	○留学先地域を問わず一律 60,000 円  上記以外は、機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生と同じ	原則、当該月に支給
留学準備金	○事前・事後研修参加費  機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生と同じ	各研修参加後に支給
	○往復渡航費  機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生と同じ	原則、渡航前に支給
授業料	○留学先における授業料相当額(学費・登録料)  機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生と同じ	原則、留学開始前に支給

(注) 派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で支給する。

- ・奨学金：「原則、平成30年度中支給予定分を一括で、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・留学準備金(事前・事後研修参加費)：  
「事前・事後研修への参加確認後に、地域協議会から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・留学準備金(往復渡航費)：  
「渡航前に、地域協議会から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・授業料：「原則、奨学金の支給に合わせて、授業料発生前に地域協議会から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

## 事前・事後研修参加費支援内容

会場	大学等(キャンパス)が所在する都道府県	支援内容 (前泊なし)	支援内容 (前泊あり)
関東	北海道、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	50,000円	54,000円
	鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県	40,000円	44,000円
	青森県、秋田県、広島県	25,000円	29,000円
	岩手県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県	20,000円	24,000円
	宮城県、山形県、新潟県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県	15,000円	19,000円
	福島県、長野県	10,000円	14,000円
	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	5,000円	9,000円
	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	0円	0円
関西	北海道	60,000円	64,000円
	青森県、岩手県、秋田県、沖縄県	50,000円	54,000円
	長崎県、宮崎県	40,000円	44,000円
	宮城県、山形県、福島県、新潟県、大分県、鹿児島県	30,000円	34,000円
	栃木県、群馬県、熊本県	25,000円	29,000円
	茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福岡県、佐賀県	20,000円	24,000円
	山梨県、長野県、山口県、愛媛県	15,000円	19,000円
	富山県、静岡県、広島県、島根県、高知県	10,000円	14,000円
	福井県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県	5,000円	9,000円
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	0円	0円

※「前泊あり」の支援は、事前・事後研修実施日程の都合上、前泊しなければ機構指定の集合時間に参集できない場合に限る。